（権限の委任）

第百六条　法第百一条第一項、法第百六十三条第一項及び法第二百十六条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

様式第11（第四十九条関係）

（略）

（第二面）

１．・２．　（略）

３．申請の区分

□	マンション の建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第１号
□	マンション の建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第２号
□	マンション の建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第３号
□	マンション の建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第４号
□	マンション の建替え等の円滑化に関する法律第102条第２項第５号
［理由］	

（注意）

申請を行う区分について、表よりいずれか１つを選択するとともに、当該区分を選択した理由を［理由］の欄に記載すること。

（権限の委任）

第七十八条　法第百一条及び法第百六十三条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

様式第11（第四十九条関係）

（略）

（第二面）

１．・２．　（略）

（新設）